法第三十六条第一項第一号ロに掲げる物	（略）	者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装
	（略）	六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

（令和七年農林水産省告示第千四百七十七号の一部改正）

2　令和七年農林水産省告示第千四百七十七号（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正する告示）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号第二号の改正規定を次のように改める。

改正後		
二　加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
物	加熱処理の基準	
（略）	（略）	
四　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）	
五　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）	（略）	
六　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	（略）	

法第三十七条第一項第二号に掲げる物	（略）	四　（略）

改正前		
二　加熱処理の基準 加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
物	加熱処理の基準	
（略）	（略）	
四　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	（略）	
五　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）	（略）	
六　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	（略）	